

お試しKnow福事業補助金 (農)

農福連携に取り組んでみませんか！

農福連携に試行的に取り組む農業者や農作業体験を行う福祉事業所に

最大10万円補助します！！(補助率定額)

事業活用事例

- 農業者等が試行的に福祉事業所に作業を委託
例) 水稻育苗箱の運搬・洗浄、ネギの収穫・出荷補助 等
- 福祉事業所が自社敷地内や農家圃場等にて農作業体験

支援対象者（次の条件をすべて満たす方）

① 農業者等

- ・ 県内に居住し販売を目的とする農業者、任意団体
- ・ 新たに、または新たな品目で農福連携に取り組む方、または既に取り組んでいる品目において新たな作業で農福連携に取り組む方
- ・ 事業実施に係る効果の検証等について、県の調査に協力できる方

② 福祉事業所

- ・ 県内に住所を有する福祉事業所
- ・ 新たに農福連携に取り組む、または既に農作業を受託している場合においては新たな品目や作業で農福連携に取り組むために試行的に農作業体験を実施する方

助成対象経費

- ・ 農業者等が福祉事業所に農作業等を委託する経費
 - ・ 福祉事業所が農作業を体験するために農家等に支払う経費、小農具等購入費
- ※予算上限に達し次第、募集を締め切ることがあります。

詳しくはホームページ等をご覧ください

申込
問合せ

福井県 農林水産部 園芸振興課
Tel : 0776-20-0433
Email : engei@pref.fukui.lg.jp

福井県 お試しKnow福 検索



Q 農福連携とは、どのような取組ですか？

A 障がい者等が農林水産分野で活躍することを通じて、自身や生きがいを創出し、社会参画を促す取組です。
人手を必要とする農業者側と就労機会を必要とする福祉側双方の課題が解決できるWin-Winの取組として、全国的にも推進されています。

Q 作業委託費はどれくらいかかりますか？

A 作業委託費は農業者と受託側（福祉事業所）が事前に相談の上、両者間で取り決めてください。委託内容のほか、障がい者が利用する休憩場所やトイレに関することなども事前に取り決めてください。

Q 事業対象の小農具購入費とはどのようなものが該当しますか？

A 通常農業の用に供する農具等であって、かつ、一農具等の事業費が50万円以内のものが対象となります。肥料や農薬等の消耗品は対象なりません。

Q 農福連携に興味がありますがどこに相談すればよいですか。

A 各農林総合事務所および嶺南振興局に相談窓口を設置しています。まずは相談窓口まで委託したい作業内容などをご相談ください。

Q 作業委託をしたいけれど福祉事業所が見つかりません。

A 委託作業先が見つからない場合は各農林総合事務所や嶺南振興局を通じて相談していただくか、マッチング支援機関である福井県セルフ振興センターに問い合わせてください。
〔福井県セルフ振興センター TEL：0776-29-2234〕

Q 助成を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A 別に定める公募要領に基づき、県に計画書を提出してください。計画内容を審査の上、事業採択を決定し、その後、補助金申請の手続きをご案内します。

Q 農福連携サポーター制度による支援も同時に受けられますか？

A 農福連携サポーター制度によるサポーター派遣も同時に申請できます。サポーター制度については別のチラシをご覧ください。